

ウイルス性肝炎対策の一層の推進と患者の早期救済を求める意見書

我が国には、現在、B型肝炎感染者がおよそ150万人、C型肝炎感染者がおよそ200万人もいると言われている。B型及びC型肝炎ウイルスは主に血液を介して感染し、その大半は、輸血、血液製剤の投与、予防接種における注射針・筒の不交換等不適切な医療行為によるものと言われている。

こうした中、B型肝炎については、本年6月16日にウイルスに感染した患者が国に損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決があり、国の行政責任が確定した。また、C型肝炎については、ウイルスに感染した患者が国と製薬企業に損害賠償を求めた訴訟が係争中である。

現在、国は肝炎検査を行う体制を整備するなどの対策に取り組んでいるところである。しかし、B型及びC型肝炎は慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに進行する可能性があることから、その早期発見及び早期治療に向け、さらなるウイルス性肝炎対策の充実を図る必要がある。

よって、国においては、ウイルス性肝炎対策の一層の推進と患者の早期救済を図るため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 フィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅲ因子製剤を納入した全医療機関に対して患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して、投与事実の告知と感染検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること。
- 2 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応を取ること。
- 3 ウイルス検診体制の拡充と検査費用の負担軽減を図ること。
- 4 ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
- 5 ウイルス性肝炎治療の医療費援助及び治療中の生活支援策を実施すること。
- 6 患者・感染者に対する偏見・差別を一掃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日

埼玉県議会議員 田島敏包

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣